

当社のコーポレート・ガバナンスの状況は以下のとおりです。

コーポレート・ガバナンスに関する基本的な考え方及び資本構成、企業属性その他の基本情報

1. 基本的な考え方

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と、それを踏まえた仕組みの整備、運用の基本方針については、以下のウェブサイトに掲載する「コーポレートガバナンス基本方針(以下、「基本方針」という)」に記載のとおりです。

コーポレートガバナンス基本方針

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

【コーポレートガバナンス・コードの各原則を実施しない理由】

当社は、コーポレートガバナンス・コードの各原則を全て実施しております。

【コーポレートガバナンス・コードの各原則に基づく開示】

【原則1-4 政策保有株式】

当社は、政策保有株式について、保有目的が明確であり、積極的な保有意義がある場合のみ保有します。取締役会において、当社の加重平均資本コストを基準として、それに対するリターン(配当や取引状況等の定量要素)やリスクが合っているかを定量的に評価し、定量的な保有意義がない場合には、なお保有することに合理性があることを根拠づける定性的な理由がないかを評価し、保有の継続を議論しています。

2018年度においては、78銘柄を売却し、2018年度3月末時点で保有する政策保有株式について、2019年6月19日の取締役会で議論いたしました。

なお、当社は、政策保有株主との取引について、政策保有株主でない取引先と同様の独立当事者間取引を行っております。また、当社は、政策保有株主から売却意向を示された場合、売却を妨げませんが、売却時期、方法等に関して要請する場合があります。

その他、政策保有に関する方針と政策保有株式に係る議決権行使基準については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の3.(5)をご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

【原則1-7 関連当事者間の取引】

取締役会は、取締役の利益相反取引について法令および取締役会規則に基づき監督することとしております。その手続の枠組みについては、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(2)cをご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

【原則2-6企業年金のアセットオーナーとしての機能発揮】

当社および当社子会社が加入する富士通企業年金基金において、運用担当者には、関連業務の経験と知見を持つ者を選定しており、長期に亘り従事する体制を取っております。また、外部のコンサルティング会社から運用に関するアドバイスを受けております。

【原則3-1 情報開示の充実】

(i) 会社の目指すところ(経営理念等)や経営戦略、経営計画

当社は、FUJITSU Wayにおいて、富士通グループが今後一層の経営革新とグローバルな事業展開を推進していくうえで不可欠な富士通グループ全体の求心力の基となる企業理念、価値観および社員一人ひとりがどのように行動すべきかの原理原則を示しております。FUJITSU Wayについては、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://www.fujitsu.com/jp/about/philosophy/index.html>

当社は、2015年10月29日に経営方針を公表し、その後の進捗についても定期的に公表しております。経営方針については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/library/presentation/>

(ii) コーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と基本方針

当社のコーポレートガバナンスに関する基本的な考え方と、それを踏まえた仕組みの整備、運用の基本方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」に記載のとおりです。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

(iii) 経営陣幹部・取締役の報酬を決定するに当たっての方針と手続

役員報酬の決定手続と方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(8)をご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

(iv) 経営陣幹部の選解任と取締役・監査役候補の指名を行うに当たっての方針と手続

役員候補の選定、取締役の解任および代表取締役の解職に関する手続と方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(7)をご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

なお、当社の取締役の任期は1年であることから、原則として任期中に解任を行うことは想定をしておらず、選任プロセスの中で、重任の是非という観点で判断しております。

また、当社は、内部統制体制の整備に関する基本方針に基づき、業務執行権限を分担する執行役員を置いております。執行役員については、代表取締役社長の提案に基づき、取締役会決議により選任します。また、執行役員契約に定める適格性を欠く場合などには、代表取締役社長の提案に基づき、取締役会決議により、当該執行役員を解任することがあります。

(v) 個々の選解任・指名についての説明

役員個々の選解任・指名については、その理由を株主総会参考書類に記載することで説明しております。株主総会参考書類については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/sr/>

なお、執行役員の選解任の状況については、必要に応じて、適宜ウェブサイト等で開示をしております。

【補充原則4-1-1 経営陣に対する委任の範囲の概要】

取締役会による執行側への権限委譲については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(6)をご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

【原則4-9 独立社外取締役の独立判断基準および資質】

独立社外取締役および独立社外監査役は、当社が定める独立性基準を満たすべきことを、基本方針の2.(1)c、fに定めております。独立性基準については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の別添をご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

【補充原則4-11-1 取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方】

取締役会の全体としての知識・経験・能力のバランス、多様性および規模に関する考え方については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(1)、(7)をご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

【補充原則4-11-2 取締役・監査役の兼任状況】

取締役および監査役の兼任状況については、重要な兼職に該当するものを、株主総会参考書類および事業報告に記載しております。株主総会参考書類および事業報告については、以下のウェブサイトをご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/sr/>

【補充原則4-11-3 取締役会全体の実効性についての分析・評価結果の概要】

取締役会は、その実効性の維持、向上のため、取締役会の評価を毎年行うことを、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(3)dに定めております。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

1. 2017年度の評価を踏まえた2018年度の取り組みについて

取締役会が注力すべき中長期的な戦略、事業計画の策定のための議論により時間をかけられるよう、部門毎の月次業績の特徴などが効率的に報告されるよう工夫しました。また、社外の有識者による役員向けの特定テーマの教育を実施しました。さらに、独立社外役員の情報交換や意見の醸成を図る取り組みである独立役員会議を継続実施しました。

2. 2018年度の評価について

(1) 評価の方法

2018年度の評価は、2019年度において執行側が新経営体制となり、独立社外取締役である阿部取締役が次期取締役会議長となるタイミングであることを踏まえ、取締役会の実効性をさらに高めるための施策につき、阿部取締役および取締役会議長である山本取締役会長と独立社外役員との議論により意見聴取を行いました。その後、取締役会において、以下、が報告、議論されました。

阿部取締役を含む独立社外役員と取締役会議長である山本取締役会長との議論による意見聴取結果
機関投資家の議決権行使ご担当者より頂いた当社取締役会に関するご意見

(2) 評価

上記の結果、以下のように評価しました。

- ・取締役会における月次決算報告において、利益率改善の議論につながる報告とすべく内容に改善の余地がある。
- ・取締役会での議論を、現場を指揮する責任者である専務、常務を通して現場に伝えることは重要である。
- ・限られた時間の中で効率的な議論をするために、取締役会資料の電子化を推進し、それに伴い資料のフォーマットを統一すること、事前の資料共有の早期化を徹底すべきこと、議題設定の意図の説明を充実させることが有効である。

【補充原則4-14-2 取締役・監査役に対するトレーニングの方針】

役員に対するトレーニングの方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の2.(9)bをご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

【原則5-1 株主との建設的な対話に関する方針】

株主との建設的な対話に関する方針については、以下のウェブサイトに掲載する「基本方針」の3.(2)をご参照ください。

<https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf>

2. 資本構成

外国人株式保有比率

30%以上

【大株主の状況】

氏名又は名称	所有株式数(株)	割合(%)
いちごトラスト・ピーティーイー・リミテッド	12,951,700	6.39
日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)	12,067,900	5.95
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)	10,869,300	5.36

SSBTC CLIENT OMNIBUS ACCOUNT	6,307,923	3.11
富士電機株式会社	5,949,856	2.94
富士通株式会社従業員持株会	5,467,032	2.70
JP MORGAN CHASE BANK 385151	3,921,841	1.93
日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)	3,785,600	1.87
朝日生命保険相互会社	3,518,052	1.74
STATE STREET BANK WEST CLIENT - TREATY 505234	3,400,901	1.68

支配株主(親会社を除く)の有無	
親会社の有無	なし

補足説明

(注1)日本マスタートラスト信託銀行株式会社(信託口)、日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口)及び日本トラスティ・サービス信託銀行株式会社(信託口5)の所有株式数は、各行の信託業務に係るものです。

(注2)2019年1月25日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、ブラックロック・ジャパン株式会社及びその共同保有者8者が2018年1月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、その大量保有報告書の内容は次のとおりです。

【氏名または名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】

ブラックロック・ジャパン株式会社及び共同保有者8者/130,669,656/6.31

(注3)2019年2月27日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書(変更報告書)において、いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド及びその共同保有者2者が2019年2月20日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

【氏名または名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】

いちごアセットマネジメント・インターナショナル・ピーティーイー・リミテッド及び共同保有者2者/12,544,200 /6.06

(注4)2019年3月25日付で、公衆の縦覧に供されている大量保有報告書において、株式会社みずほ銀行及びその共同保有者2者が2019年3月15日現在で以下の株式を所有している旨が記載されているものの、当社として2019年3月31日現在における実質所有株式数の確認ができませんので、上記大株主の状況には含めておりません。

なお、大量保有報告書の内容は次のとおりです。

【氏名または名称/保有株券等の数(株)/株券等保有割合(%)】

株式会社みずほ銀行及び共同保有者2者/11,182,153/5.40

3. 企業属性

上場取引所及び市場区分	東京 第一部、名古屋 第一部
決算期	3月
業種	電気機器
直前事業年度末における(連結)従業員数	1000人以上
直前事業年度における(連結)売上高	1兆円以上
直前事業年度末における連結子会社数	300社以上

4. 支配株主との取引等を行う際における少数株主の保護の方策に関する指針

5. その他コーポレート・ガバナンスに重要な影響を与えうる特別な事情

当社の連結子会社及び持分法適用関連会社のうち、以下の会社は国内の金融商品取引所に上場しております。

< 連結子会社 >

富士通フロンテック株式会社、新光電気工業株式会社、FDK株式会社

< 持分法適用関連会社 >

株式会社富士通ゼネラル

上場会社につきましては、各社の自主性を尊重しておりますが、「富士通」または「Fujitsu」を商号または商標に用いる場合には、事前に当社の承

認を得ることとしております。また、役員の選出、報酬の決定は各社が行いますが、候補者や金額について事前に報告を受けることがあります。また、予算の策定や修正、決算状況につきましては、当社の連結決算に影響を与えることから、合理的な範囲で報告を受けることがあります。

経営上の意思決定、執行及び監督に係る経営管理組織その他のコーポレート・ガバナンス体制の状況

1. 機関構成・組織運営等に係る事項

組織形態	監査役設置会社
------	---------

【取締役関係】

定款上の取締役の員数	15名
定款上の取締役の任期	1年
取締役会の議長	社外取締役
取締役の人数	10名
社外取締役の選任状況	選任している
社外取締役の人数	4名
社外取締役のうち独立役員に指定されている人数	4名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k		
横田淳	その他													
向井千秋	その他													
阿部敦	他の会社の出身者													
古城佳子	学者													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」、

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- c 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- d 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- e 上場会社の主要な取引先又はその業務執行者
- f 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- g 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- h 上場会社の取引先(d、e及びiのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- i 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- j 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- k その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
----	------	--------------	-------

横田 淳		<p>横田淳氏は、当社取締役就任前、会社経営に直接関与されたことはありませんが、イスラエル大使、ベルギー大使等を歴任され、欧州との経済連携協定交渉のための政府代表を務められるなど、国際経済交渉の専門家であり、また、グローバルな視点からの政治や経済に対する深い見識をお持ちであるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。</p> <p>また、同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者であった経歴がなく、また当社の取締役としての報酬以外の金銭を受領しておらず、当社の定める独立性基準を満たすと判断しております。</p>
向井千秋	<p>向井千秋氏は、東京理科大学の特任副学長です。同大学を運営する学校法人東京理科大学と当社の間には、取引関係があり、その取引金額は2018年度において約13百万円です。</p>	<p>向井千秋氏は、当社取締役就任前、会社経営に直接関与されたことはありませんが、医師からアジア女性初の宇宙飛行士となった経歴をお持ちです。同氏は、当社の標榜するチャレンジ精神を最先端の科学分野で体现されており、多様な観点から業務執行に対する監督、助言を行うとともに、報酬委員会の委員長として役員報酬のあり方について議論をリードしてきました。今後も、広範な科学技術の知見に基づくグローバルで公正かつ客観的な監督と助言が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。</p> <p>なお、同氏が特任副学長を務めている東京理科大学を運営する学校法人東京理科大学と当社の間には、営業取引関係がありますが、その取引金額は、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、同氏は当社の定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断し、独立役員に指定しております。</p>
阿部 敦		<p>阿部敦氏は、長年にわたる投資銀行業務やプライベート・エクイティ業務の経験を通じて、ICT業界やM&Aについての深い見識をお持ちであり、株主・投資家目線からの監督機能や助言に加え、経営陣の迅速・果敢な意思決定への貢献が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。</p> <p>また、同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者であった経歴がなく、また当社の取締役としての報酬以外の金銭を受領しておらず、当社の定める独立性基準を満たすと判断しております。</p>
古城佳子		<p>古城佳子氏は、当社取締役就任前、会社経営に直接関与されたことはありませんが、日本国際政治学会理事長などの要職を歴任され、長年、民間企業を含む経済主体が国際政治に及ぼす影響などについての研究を重ねておられます。同氏の深い学識に基づき、国際政治の激動期における外部環境の変化への対応やSDGsへの取り組みなどについて幅広い助言と監督が期待できるため、社外取締役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。</p> <p>また、同氏は、当社の主要株主や主要取引先の業務執行者等であった経歴がなく、また当社の取締役としての報酬以外の金銭を受領しておらず、当社の定める独立性基準を満たすと判断しております。</p>

指名委員会又は報酬委員会に相当する
任意の委員会の有無

あり

任意の委員会の設置状況、委員構成、委員長(議長)の属性

更新

	委員会の名称	全委員(名)	常勤委員(名)	社内取締役(名)	社外取締役(名)	社外有識者(名)	その他(名)	委員長(議長)
指名委員会に相当する任意の委員会	指名委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役
報酬委員会に相当する任意の委員会	報酬委員会	4	0	1	3	0	0	社外取締役

補足説明 **更新**

< 指名委員会・報酬委員会 >

当社は、役員の選任プロセスの透明性及び客観性の確保、役員報酬決定プロセスの透明性及び客観性、役員報酬の体系及び水準の妥当性の確保などを目的として、取締役会の諮問機関である指名委員会及び報酬委員会を設置しております。

指名委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「コーポレートガバナンス体制の枠組み」と「役員の選解任手続きと方針」に基づき、役員候補者について審議し、取締役会に答申しております。また、報酬委員会は、当社の「コーポレートガバナンス基本方針」に定めた「役員報酬の決定手続きと方針」に基づき、基本報酬の水準と、業績連動報酬の算定方法を取締役に答申することとしております。

指名委員会及び報酬委員会は、「コーポレートガバナンス基本方針」において、その過半数を非執行役員で構成し、独立社外取締役を1名以上確保することとしております。

両委員会の2019年度の委員は以下のとおりであり、非執行役員4名(内、独立社外取締役3名)で構成されております。また、両委員会の事務局は、当社の人事部門及び法務部門が担当しております。

< 指名委員会 >

委員長 再任 横田 淳 (当社独立社外取締役)

委員 再任 向井 千秋 (当社独立社外取締役、東京理科大学 特任副学長)

委員 新任 古城 佳子 (当社独立社外取締役、東京大学大学院総合文化研究科教授)

委員 新任 田中 達也 (当社取締役会長)

< 報酬委員会 >

委員長 再任 向井 千秋 (上記のとおり)

委員 再任 横田 淳 (上記のとおり)

委員 新任 古城 佳子 (上記のとおり)

委員 新任 田中 達也 (上記のとおり)

なお、2018年度は、指名委員会を9回、報酬委員会を3回開催し、指名委員会においては社長を含む代表取締役の選定案および取締役候補者の選任案等、報酬委員会においては役員報酬、賞与等について検討し、それぞれ取締役会に答申しました。

【監査役関係】

監査役会の設置の有無	設置している
定款上の監査役の数	5名
監査役の数	5名

監査役、会計監査人、内部監査部門の連携状況

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。また、必要に応じて意見交換等も行ってあり、連携して監査を行っております。

内部監査組織としては、経営監査室を設置しております。経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画及び監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会に対しては定期的(原則として四半期に一度)に報告を行っております。

社外監査役の選任状況	選任している
社外監査役の数	3名
社外監査役のうち独立役員に指定されている人数	3名

会社との関係(1)

氏名	属性	会社との関係()												
		a	b	c	d	e	f	g	h	i	j	k	l	m
山室恵	弁護士													
三谷紘	弁護士													
初川浩司	公認会計士													

会社との関係についての選択項目

本人が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

近親者が各項目に「現在・最近」において該当している場合は「 」、 「過去」に該当している場合は「 」

- a 上場会社又はその子会社の業務執行者
- b 上場会社又はその子会社の非業務執行取締役又は会計参与
- c 上場会社の親会社の業務執行者又は非業務執行取締役
- d 上場会社の親会社の監査役
- e 上場会社の兄弟会社の業務執行者
- f 上場会社を主要な取引先とする者又はその業務執行者
- g 上場会社の主要取引先又はその業務執行者
- h 上場会社から役員報酬以外に多額の金銭その他の財産を得ているコンサルタント、会計専門家、法律専門家
- i 上場会社の主要株主(当該主要株主が法人である場合には、当該法人の業務執行者)
- j 上場会社の取引先(f、g及びhのいずれにも該当しないもの)の業務執行者(本人のみ)
- k 社外役員の相互就任の関係にある先の業務執行者(本人のみ)
- l 上場会社が寄付を行っている先の業務執行者(本人のみ)
- m その他

会社との関係(2)

氏名	独立役員	適合項目に関する補足説明	選任の理由
山室恵			山室恵氏は、法曹界における長年の経験があり、会社法をはじめとする企業法務及び国内外のコンプライアンス対策に精通されているため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、同氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、当社の定める独立性基準を満たすと判断しております。
三谷紘			三谷紘氏は、検事、公正取引委員会の委員等を歴任され、法律のみならず、経済・社会等、企業経営を取り巻く事象に深い見識を有しているため、当社の企業統治においてその経験と見識を活かした社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。なお、同氏は、当社の主要株主や主要な取引先の業務執行者等であった経歴がないことから、当社の定める独立性基準を満たすと判断しております。
初川浩司		初川浩司氏はあらた監査法人(現 PwC あらた有限責任監査法人)の元代表執行役です。当社と同監査法人の間には、当社サービスに係る営業取引契約があり、その取引金額は2018年度において約3百万円です。	初川浩司氏は、公認会計士としてグローバル企業に対する豊富な監査経験があり、企業会計に関する広い知見を有しているため、社外監査役としての監督機能及び役割を果たしていただけたと考えております。 なお、左記のとおり、同氏が代表執行役を務めていたあらた監査法人(現 PwCあらた有限責任監査法人)は、当社の会計監査を担当したことはありません。また、PwCあらた有限責任監査法人と当社の間には、営業取引関係がありますが、その取引金額は、当社の売上規模に鑑みると、特別の利害関係を生じさせる重要性はありません。このため、同氏は当社の定める独立性基準を満たし、一般株主との利益相反の生じるおそれがないと判断しております。

【独立役員関係】

独立役員の数

7名

その他独立役員に関する事項

独立役員の資格を充たす社外役員を全て独立役員に指定しております。

【インセンティブ関係】

取締役へのインセンティブ付与に関する
施策の実施状況

業績連動型報酬制度の導入

該当項目に関する補足説明

当社は役員報酬を、職責及び役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系としております。なお、2007年4月26日開催の取締役会決議に基づき、2007年6月22日開催の第107回定時株主総会終結の時をもって役員退職慰労金制度を廃止しております。

また、業績連動報酬の概要は以下のとおりです。

< 賞与の概要 >

当社は、業務執行取締役が1事業年度の業績目標達成に対するインセンティブとなるよう、同事業年度の業績目標の達成度合いを報酬に反映するオンターゲット型の賞与制度を導入しております。

制度の概要

当社は、1事業年度の開始時に、業務執行取締役に対して、業績目標及び職責や役職に応じた基準賞与額を提示します。そして、当該事業年度の終了をもって、基準賞与額に業績目標達成水準に応じた係数をかけて算出した金額を対象者毎に支給します。

業績達成水準の指標及び係数

当社の経営目標指標として掲げる連結決算における売上収益と営業利益を指標として、あらかじめ定めた業績目標に対する達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。業績達成度があらかじめ設定した下限未満となる場合には賞与は支給されません。また、業績達成度があらかじめ設定した上限以上となる場合には、基準賞与額にあらかじめ設定した係数の上限を乗じた額を支給します。

< 業績連動型株式報酬の概要 >

当社は、業務執行取締役に中長期的な企業価値向上のインセンティブを与えるとともに、株主のみなさまの視点での経営を一層促すため、業績連動型株式報酬制度(以下「本制度」といいます。)を導入しております。

制度の概要

当社は、業務執行取締役に対して、あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間(3事業年度)及び業績目標を提示します。そして、業績達成水準に応じて基準株式数に一定係数をかけて算出した数の株式を事業年度毎に計算し、業績判定期間の終了をもって、対象者毎にその合計株式を割当てます。このとき、業務執行取締役に割当てられた株式の時価相当額の金銭報酬債権を支給し、業務執行取締役は、この金銭報酬債権を、割当てられた株式に対し出資して、当社株式を取得します。

取得した当社株式は、法令に基づくインサイダー取引規制に係らない限り、任意に譲渡することが可能となります。

業績達成水準の指標及び係数

当社の連結決算における売上収益と営業利益を指標として、あらかじめ定めた業績目標に対する業績達成水準に応じて一定の範囲で係数を設定します。

1株当たりの払込金額

本制度における業務執行取締役に割当てられた当社株式1株当たりの払込金額は、割当てを決定した取締役会開催日の前営業日の東京証券取引所における終値等、払込期日における当社株式の公正な価格とします。

その他

業務執行取締役が退任した場合の株式の割当てに関する取扱い、組織再編時等における本制度の取扱い、基準株式数に関する株式分割又は株式併合時の取扱いその他本制度の詳細は、取締役会の決議をもって定めております。

ストックオプションの付与対象者

該当項目に関する補足説明

【取締役報酬関係】

(個別の取締役報酬の)開示状況

一部のものだけ個別開示

該当項目に関する補足説明

2018度における該当者の報酬等の総額及び種類別の総額は以下のとおりです。

田中 達也(代表取締役社長)

提出会社

128百万円(基本報酬86百万円、賞与30百万円、業績連動型株式報酬10百万円)

連結子会社

-

合計

128百万円(基本報酬86百万円、賞与30百万円、業績連動型株式報酬10百万円)

なお、2018年度における取締役及び監査役に対する報酬等の総額及び種類別の総額は以下のとおりです。

・取締役 12名 433百万円

(基本報酬347百万円、賞与65百万円、業績連動型株式報酬20百万円)

うち社外取締役 5名 60百万円(基本報酬60百万円)

・監査役 5名 117百万円(基本報酬117百万円)

うち社外監査役 3名 45百万円(基本報酬45百万円)

(注1)上記には、2018年度に退任した役員を含んでおります。

(注2)取締役の報酬額は、2006年6月23日開催の第106回定時株主総会において、金銭報酬を年額6億円以内とし、2017年6月26日開催の第117回定時株主総会において、非金銭報酬として当社普通株式を、年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株(2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。)以内とすることを決議いただいております。また、2011年6月23日開催の第111回定時株主総会において、監査役の報酬額は、基本報酬を年額1億5千万円以内とすることを決議いただいております。当社は、これらの報酬額の中で、上記の表の報酬を支給しております。

(注3)業績連動型株式報酬は、当事業年度に費用計上した金額を記載しております。

報酬の額又はその算定方法の決定方針の有無

あり

報酬の額又はその算定方法の決定方針の開示内容

グローバルICT企業である富士通グループの経営を担う優秀な人材を確保するため、また、業績や株主価値との連動性をさらに高め、透明性の高い報酬制度とするため、以下のとおり役員報酬支給方針を定める。

役員報酬を、職責及び役職に応じ月額で定額を支給する「基本報酬」と、短期業績に連動する報酬としての「賞与」、株主価値との連動を重視した長期インセンティブとしての「業績連動型株式報酬」から構成する体系とする。

<基本報酬>

すべての取締役及び監査役を支給対象とし、その支給額はそれぞれの役員の職責や役職に応じて月額の定額を決定する。

<賞与>

・業務執行を担う取締役を支給対象とし、1事業年度の業績を反映した賞与を支給する。

・「賞与」の具体的な算出方法は、主として連結売上収益及び連結営業利益を指標とし、当期の業績目標の達成度合いに応じて支給額を決定する『オンターゲット型』とする。

<業績連動型株式報酬>

・業務執行を担う取締役を支給対象とし、株主と利益を共有し、中長期的な業績向上に資する、業績連動型の株式報酬を支給する。

・あらかじめ役位に応じた基準株式数、業績判定期間(3年間)、連結売上収益と連結営業利益を指標とする中長期業績目標とその業績達成度合いに応じた係数幅を設定し、基準株式数に業績達成度合いに応じた係数を乗じて、年度毎の株式数を計算の上、業績判定期間の終了をもって、その合計株式数を割り当てる。

なお、株主総会の決議により、取締役の「基本報酬」と「賞与」の合計額を金銭報酬枠として年額6億円以内とし、「業績連動型株式報酬」を非金銭報酬枠として年額3億円以内、割り当てる株式総数を年4.3万株以内とする。また、監査役の「基本報酬」を年額1億5千万円以内とする。

(注1)2018年10月1日付で普通株式10株につき1株の割合で株式併合を実施したことから、株式併合後の株式数を記載しております。

【社外取締役(社外監査役)のサポート体制】

当社では、法務・コンプライアンス・知的財産本部(取締役会事務局、独立役員会議支援室)及び監査役室(監査役会事務局)において、社外取締役及び社外監査役のサポートを担当しております。担当内容としては、社外取締役または社外監査役の求めにより、監督または監査に必要な社内またはグループ全体の情報の提供及び説明を実施しております。なお、情報の内容によっては、サポート担当部門だけではなく、しかるべき部署の担当者が説明しております。また、取締役会の議案内容等の資料を取締役会メンバー(取締役及び監査役)全員が共有し、開催前に内容をより深く把握することを目的として、取締役会参加メンバーが資料等の閲覧及び意見交換をすることができる専用のホームページを開設しております。

【代表取締役社長等を退任した者の状況】

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の氏名等

氏名	役職・地位	業務内容	勤務形態・条件 (常勤・非常勤、報酬有無等)	社長等退任日	任期

元代表取締役社長等である相談役・顧問等の合計人数

名

その他の事項

2018年3月29日付の取締役会決議に基づき、経営責任の明確化やコーポレート・ガバナンスの強化の観点から、2018年3月31日付で、相談役・顧問制度を廃止しました。

なお、役員退任後に、外部団体への役員就任にとって必要不可欠な場合や、特定分野の知見などが業務執行において特に有用と判断される場合には、取締役会の決議を経た上で、個別に委嘱期間や職務内容等を具体的に明記した委任契約を締結し、「シニアアドバイザー」または「シニアフェロー」と呼称します。

2. 業務執行、監査・監督、指名、報酬決定等の機能に係る事項（現状のコーポレート・ガバナンス体制の概要）

(1) 企業統治の体制の概要

< 取締役会 >

当社は、経営の重要な事項の決定と監督を行う機関として取締役会を設置しております。取締役会は、法令及び定款に反せず、妥当と考える最大限の範囲で、業務執行に関する権限を代表取締役及びその配下の執行役員以下に委譲し、取締役会はその監督及び助言を中心に活動を行います。また、取締役会は、独立性が高く、多様な視点を有する社外取締役を積極的に任用することにより、監督機能及び助言機能を強化しております。なお、取締役の経営責任をより明確化するため、2006年6月23日開催の株主総会決議により、取締役の任期を2年から1年に短縮しました。

取締役会は、本報告書提出日現在において、業務執行取締役3名、非執行取締役7名（内、社外取締役4名）の合計10名で構成されております。2018年度においては、取締役会を13回（内 臨時取締役会1回）開催し、経営方針の進捗状況や課題事業について議論し、指名委員会の答申に基づく新経営体制等について決議しました。また、取締役1名が欠席した1回を除く全ての回において全取締役が出席しております。

< 監査役（会） >

当社は、監査機能及び監督機能として監査役（会）を設置しております。監査役は、取締役会等の重要な会議に出席し、取締役会及び業務執行機能の監査・監督を行います。

監査役会は、本報告書提出日現在において、監査役5名（内、常勤監査役2名、社外監査役3名）で構成されております。

2018年度においては、監査役会を10回（内 臨時監査役会2回）開催し、監査計画や監査報告等について議論しました。また、全ての回において全監査役が出席しております。

< 独立役員会議 >

当社は、中長期の収益性の向上に資する「攻めのガバナンス」の強化を図るための取り組みの一つとして、全ての独立役員（独立社外取締役4名、独立社外監査役3名）で構成する、独立役員会議を設置しております。

取締役会において中長期の会社の方向性に係る議論を活発化させるためには、業務の執行と一定の距離を置く独立役員が恒常的に当社事業への理解を深めることのできる仕組みが不可欠と考え、同会議では、独立役員の情報共有と意見交換を踏まえた各役員の意見形成を図ります。

2018年度においては、独立役員会議を6回開催し、経営方針や人材育成について議論し、当社および当社グループの業容などについて、情報共有と意見交換を行いました。

(2) 執行組織の状況

当社における執行組織の状況については、1【内部統制システムの整備状況】に記載しております。

(3) 会計監査及び内部監査の状況

< 会計監査 >

会計監査人であるEY新日本有限責任監査法人は、監査役会に対し、監査計画及び監査結果を報告しております。また、必要に応じて意見交換等も行っており、連携して監査を行っております。なお、2018年度の当社の会計監査業務を実施したEY新日本有限責任監査法人所属の公認会計士は持永勇一氏、中谷喜彦氏、田邊朋子氏及び小山浩平氏の4名です。また、監査補助者としてEY新日本有限責任監査法人所属の公認会計士53名、会計士補等14名、その他74名が監査業務に従事しております。

< 内部監査 >

内部監査組織としては経営監査室（人員数：85名）を設置しております。経営監査室は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体に関する内部監査を実施しております。内部監査の監査計画及び監査結果については、グループ会社に関する事項を含め、常勤監査役に対しては原則として月次で報告を行い、監査役会及び会計監査人に対しては定期的（原則として四半期に一度）に報告を行っております。

経営監査室は、公認内部監査人(CIA)、公認情報システム監査人(CISA)、公認不正検査士(CFE)などの資格を有する者等、内部監査に関する専門的な知見を有する従業員を相当数配置しております。

(4) 責任限定契約の概要

当社と非業務執行取締役及び監査役は、会社法第423条第1項の損害賠償責任を限定する契約を締結しております。

当該契約に基づく損害賠償責任の限度額は、法令に定める最低責任限度額としております。なお、当該責任限定が認められるのは、当該非業務執行取締役又は監査役が責任の原因となった職務の遂行について善意であり、かつ重大な過失がないときに限られます。

3. 現状のコーポレート・ガバナンス体制を選択している理由

当社は、非執行取締役による業務執行に対する直接的な監督と、業務の決定に関与しない監査役による、より独立した立場からの監督の両方が機能することで、より充実した監督機能が確保されるものと考えております。このような考え方から、独任制の監査役で構成される監査役会を設置する「監査役会設置会社」を採用しております。

また、業務執行の誤り、不足、暴走等の是正、修正を可能とするよう、非執行取締役の員数を、業務執行取締役と同数以上としております。非執行取締役の中心は独立性の高い社外取締役とし、さらに当社の事業分野、企業分化等に関する知見不足を補完するために社内出身の非執行取締役を1名以上置くことで、非執行取締役による監督の実効性を高めております。

株主その他の利害関係者に関する施策の実施状況

1. 株主総会の活性化及び議決権行使の円滑化に向けての取組み状況

	補足説明
株主総会招集通知の早期発送	議決権を行使するための十分な検討期間を確保する観点から、招集通知は株主総会開催日の概ね3週間前に発送するよう努めております。また、株主様へのいち早い情報提供の観点から、招集通知をその発送前に当社ホームページ等で公開しております。
集中日を回避した株主総会の設定	より多くの株主様にご出席いただくため、2001年6月開催の定時株主総会より、株主総会の開催日につき、いわゆる「集中日」を避けて開催いたしております。
電磁的方法による議決権の行使	株主総会にご出席いただけない方々の議決権行使促進および利便性向上の観点から、2002年6月開催の定時株主総会より、電磁的方法による議決権の行使を受け付けており、また、2006年6月開催の定時株主総会より、機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームを採用しております。
議決権電子行使プラットフォームへの参加その他機関投資家の議決権行使環境向上に向けた取組み	株式会社「ICJ」が運用する機関投資家向け議決権電子行使プラットフォームに参加し、機関投資家の議決権行使環境の向上を図っております。
招集通知(要約)の英文での提供	より多くの株主様に株主総会の議案内容をご理解いただくため、招集通知の英訳(和文の招集通知、事業報告に相当する内容)を作成し、外国人株主の皆様へ送付しております。また、和文と同日に当社IRサイト(ホームページ)にて内容を公開しており、迅速、正確かつ公平な情報開示に努めております。
その他	株主総会における議決権の行使結果を明確にするため、決議通知に加え、2010年6月開催の定時株主総会より、賛否の票数を含めた議決権行使の結果を当社ホームページにて公開しております。 なお、株主総会における株主の権利と平等性の確保について、以下のウェブサイトに掲載している基本方針の3.(1)に記載しております。 https://pr.fujitsu.com/jp/ir/governance/governancereport-b-jp.pdf

2. IRに関する活動状況

補足説明	代表者自身による説明の有無

<p>ディスクロージャーポリシーの作成・公表</p>	<p>ディスクロージャーポリシーの作成・公表 当社は以下のディスクロージャーポリシーを作成し、当社ホームページにて公開しております。</p> <p>【ディスクロージャーポリシー】 当社グループは、企業理念、企業指針、行動指針、行動規範からなる「FUJITSU Way」を定め、「FUJITSU Way」の共有と実践により、当社グループの持続的な成長と発展を通じた企業価値の持続的な向上を目指しております。当社は、このような企業価値向上の取り組みとその成果について株主や投資家等のステークホルダーの皆様がご理解いただけるよう、適時・適正に事業活動の状況や財務情報等を開示し、経営の透明性を高めることをディスクロージャーの基本姿勢としております。</p> <p><基本方針> 当社は、金融商品取引法等の法令および上場している証券取引所の定める規則に従い、公平性・継続性を重視した情報開示を行います。また、法令、規則により開示を要求されていない情報であっても、株主や投資家等のステークホルダーの皆様の当社に対する理解を深めていただくために有効であると当社が判断したのものに関しては、積極的に情報開示を行っていく方針であります。</p> <p><情報開示方法> 法令、規則により開示が要求されている情報については、それぞれ定められた方法(TDnet、EDINET等)で情報開示を行います。なお、開示後、開示資料については、必要に応じて、当社ホームページにも掲載いたします。また、法令、規則により開示が要求されていない情報については、情報の内容に応じて、当社が適切であると判断する方法(プレスリリース、当社ホームページへの掲載、説明会の実施等)にて、適宜、情報開示を行います。</p> <p><将来の見通しについて> 当社の開示する情報のうち将来に関する事項については、発表時点で入手可能なデータにより記載しておりますが、様々な外的・内的な環境変化により、これらの見通しとは異なる結果になることがあります。当社としては、将来見通しの精度を高めるための努力をするとともに、見通しの変化が生じる場合には適宜、情報開示を行います。</p> <p><沈黙期間> 当社では、決算関連情報がその発表前に漏洩することを防ぐため、各四半期および通期の終了日翌日から決算発表予定日までを沈黙期間とし、業績に関する問い合わせへの対応を控えていただきます。ただし、沈黙期間中に業績数値が会社予想から大きく乖離する可能性が出てきた場合には、適宜、情報開示を行います。</p>	
<p>個人投資家向けに定期的説明会を開催</p>	<p>個人投資家向け説明会の定期的開催はしていませんが、IRサイトにおいてアナリスト・機関投資家向けの定期説明会の説明映像、質疑応答録を掲載しております。また、個人投資家向け専用サイトを設け、お問合せフォームを設置するなどして、個人投資家の皆様とのリレーション向上に努めております。なお、証券会社の支店等で個人投資家向け説明会を不定期に開催することもあります。また、2018年4月から個人投資家向けメール配信も開始し、当社に関する情報を直接お送りするようにしました。</p>	<p>なし</p>
<p>アナリスト・機関投資家向けに定期的説明会を開催</p>	<p>社長による経営方針説明会、社長およびCFOによる決算説明会、各事業責任者による事業戦略説明会を定期的に開催しております。また、社長、CFO、各事業責任者クラスによる説明会では、必ずマスコミ向けの説明会も開催し、報道を通じて個人投資家の皆様にも情報が伝わるよう配慮をいたしております。</p>	<p>あり</p>
<p>海外投資家向けに定期的説明会を開催</p>	<p>CFOが定期的に海外の機関投資家訪問を行っております。また、欧米にIR担当者を駐在させ、決算時に関わらず常に投資家とのリレーションを持っております。なお、日本国内で開催したIRミーティングのプレゼンテーション資料、Q&Aを英文化してIR英語サイトにも掲載しております。</p>	<p>あり</p>
<p>IR資料のホームページ掲載</p>	<p>有価証券報告書(和文)、事業報告(和英)、決算短信(和英)、統合報告書(和英)、IRミーティング・プレゼンテーション資料(和英)、サステナビリティレポート(和英)、株主総会招集通知等の各種IR資料を掲載しております。</p>	
<p>IRに関する部署(担当者)の設置</p>	<p>IR担当役員としてはCFOがその任にあたり、IR担当部署としては広報IR室を設置しております。</p>	
<p>その他</p>	<p>上記のほか、機関投資家、証券アナリスト向け説明会の資料をIRサイトに掲載するとともに、音声を中心にストリーミングで配信しております。</p>	

3. ステークホルダーの立場の尊重に係る取組み状況

	補足説明
社内規程等によりステークホルダーの立場の尊重について規定	当社グループの理念・指針である「FUJITSU Way」では、豊かで夢のある未来を世界中の人々に提供することを企業理念としており、お客様、株主・投資家、お取引先、社員など、あらゆるステークホルダーの期待に応えることを企業指針として定めております。
環境保全活動、CSR活動等の実施	当社グループのCSR活動や環境保全活動等につきましては、富士通グループ統合レポートや当社ウェブサイトにおいて公開しております。 富士通グループ統合レポート https://pr.fujitsu.com/jp/ir/integratedrep/ 社会・環境分野の取り組み https://www.fujitsu.com/jp/about/csr/
ステークホルダーに対する情報提供に係る方針等の策定	株主や投資家等のステークホルダーに対する情報提供に係る方針として、当社はディスクロージャーポリシーを作成・公表しております(上記III2.ご参照)。
その他	役員や管理職への女性の登用に関する現状や登用促進に向けた当社グループの取り組みにつきましては、富士通グループ統合レポートや当社ウェブサイトにおいて公開しております。 富士通グループ統合レポート https://pr.fujitsu.com/jp/ir/integratedrep/ 社会・環境分野の取り組み https://www.fujitsu.com/jp/about/csr/

内部統制システム等に関する事項

1. 内部統制システムに関する基本的な考え方及びその整備状況

【内部統制システムについての基本的な考え方】

当社は、取締役会において、会社法第362条第5項の規定に基づき、同条第4項第6号並びに会社法施行規則第100条第1項各号及び第3項各号に定める体制(内部統制体制)の整備に関する基本方針を以下のとおり決議しました(2006年5月25日決議、2008年4月28日改定、2012年7月27日改定、2014年3月27日改定、2015年2月26日改定)。

1.目的

富士通グループの企業価値の持続的向上を図るためには、経営の効率性を追求するとともに、事業活動により生じるリスクをコントロールすることが必要である。かかる基本認識のもと、株主から当社の経営の委託を受けた取締役が、富士通グループの行動の原理原則である「FUJITSU Way」の実践・浸透とともに、どのような体制・規律をもって経営の効率性の追求と事業活動により生じるリスクのコントロールをし、経営に臨むかについて、その基本方針を委託者である株主に示すものである。

2.取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

(1)業務執行の決定と執行体制

当社は、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員(以下、代表取締役及び執行役員を総称して「経営者」という。)を置き、執行役員は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行う。

当社は、最高財務責任者(CFO)を置き、富士通グループの財務・会計を統括させる。

当社は、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役及び執行役員で構成する経営会議を設置する。

代表取締役社長は、経営者または経営者から権限移譲を受けた従業員が意思決定をするために必要な制度、規程(経営会議規程、各種決裁・稟議制度等)を整備する。

代表取締役社長は、決算報告・業務報告を毎回の定例取締役会において行うとともに、「内部統制体制の整備に関する基本方針」の運用状況について、定期的に取締役会に報告し、適正に運用されていることの確認を受ける。

(2)業務効率化の推進体制

当社は、富士通グループのビジネスプロセス改革による生産性向上、原価低減及び費用圧縮を推進するための組織を設置し、経営の効率性を追求する。

3.損失の危険の管理に関する規程その他の体制

(1)全般的な損失リスク管理体制

当社は、富士通グループの事業継続性、企業価値の向上、企業活動の持続的発展を実現することを目標とし、これを阻害するおそれのあるリスクに対処するため、富士通グループ全体のリスクマネジメントを統括するリスク・コンプライアンス委員会を設置するとともに、リスク毎に所管部署を定め、適切なリスクマネジメントを実施する体制を整備する。

リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループに損失を与えるリスクを常に評価、検証し、認識された事業遂行上のリスクについて、未然防止策の策定等リスクコントロールを行い、損失の最小化に向けた活動を行う。

リスク・コンプライアンス委員会は、リスクの顕在化により発生する損失を最小限に留めるため、上記の体制を通じて、顕在化したリスクを定期的に分析し、取締役会等へ報告を行い、同様のリスクの再発防止に向けた活動を行う。

(2)個別の損失リスク管理体制

当社は、当社が認識する事業遂行上の個別の損失リスクに対処するため、リスク・コンプライアンス委員会に加え、下記の体制をはじめとするリスク管理体制を整備する。

製品・サービスの欠陥や瑕疵に関するリスク管理体制

・富士通グループにおける製品・サービスの欠陥や瑕疵の検証、再発防止のための品質保証体制を構築する。特に社会システムの安定稼働のため、品質、契約、ルール等を改善する活動を継続的に行う組織を設置する。

受託開発プロジェクトの管理体制

・システムインテグレーション等の受託開発プロジェクトにおける不採算案件等の発生防止のため、商談推進及びプロジェクトの遂行に伴う各種リスクを監査する専門組織を設置する。

・当該専門組織は、契約金額、契約条件、品質、費用、納期等についての監査プロセスを定め、一定条件のプロジェクトの監査を行う。

・当該専門組織は、当該監査の結果にもとづき、各プロジェクトに対し是正勧告を行う。

セキュリティ体制

・当社が提供するサービスに対するサイバーテロ、不正利用、情報漏洩等に対処するための組織を設置する。

(3)経営リスクへの対応

財務上のリスク管理体制

・財務上のリスクは、最高財務責任者が統括する。

その他の経営リスクの管理体制

・市場動向、価格競争その他の経営リスクは、代表取締役社長が定める職務分掌に従い、各部門で対応する。

4.取締役及び従業員の職務の執行が法令及び定款に適合することを確保するための体制

(1)コンプライアンス体制

経営者は、法令・定款遵守を含むコンプライアンスの基本理念として「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範を遵守するとともに、経営者としての倫理に基づいてグループ全体のコンプライアンスの推進に積極的に取り組む。

リスク・コンプライアンス委員会は、富士通グループのコンプライアンスを統括し、以下の職務を行う。

・継続的な教育の実施等により、富士通グループの従業員に対し「FUJITSU Way」に掲げられた行動規範の遵守を徹底させる。

・富士通グループの事業活動に係わる法規制等を明確化するとともに、それらの遵守のために必要な社内ルール、教育、監視体制の整備を行い、グループ全体のコンプライアンスを推進する。

・経営者及び従業員に対し、職務の遂行に関連して、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実を認識した場合は、直ちに通常の業務ラインを通じてその事実をリスク・コンプライアンス委員会に通知させる。

・通常の業務ラインとは独立した情報伝達ルートによりコンプライアンス問題の早期発見と適切な対応を実施可能とするため、通報者の保護体制等を確保した内部通報制度を設置・運営する。

・リスク・コンプライアンス委員会は、重大なコンプライアンス違反またはそのおそれのある事実が発覚した場合、直ちに取締役会等へ報告する。

(2)財務報告の適正性を確保するための体制

当社は、最高財務責任者のもと、財務報告を作成する組織のほか、財務報告の有効性及び信頼性を確保するため、富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を統括する組織を設置する。

当該各組織において、富士通グループ共通の統一経理方針並びに財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価に関する規程を整備する。

富士通グループの財務報告に係る内部統制の整備、運用及び評価を統括する組織は、内部統制の有効性に関する評価結果を定期的に取締役会等に報告する。

(3)情報開示体制

当社は、社外に対し適時かつ適切な会社情報の開示を継続的に実施する体制を整備する。

(4)内部監査体制

当社は、業務執行について内部監査を行う組織(以下、「内部監査組織」という。)を設置し、その独立性を確保する。

内部監査組織は、内部監査規程を定め、当該規程にもとづき監査を行う。

内部監査組織は、グループ各社の内部監査組織と連携して、富士通グループ全体の内部監査を行う。

内部監査の結果は、定期的に当社及び当該グループ会社の取締役会、監査役等に報告する。

5.取締役の職務執行に係る情報の保存及び管理に関する体制

経営者は、その職務の執行に係る以下の文書(電磁的記録を含む。以下同じ。)その他の重要な情報につき、社内規程に基づき、保管責任者を定めたくて適切に保存・管理を行う。

- ・株主総会議事録及びその関連資料
- ・取締役会議事録及びその関連資料
- ・その他の重要な意思決定会議の議事録及びその関連資料
- ・経営者を決裁者とする決裁書類及びその関連資料
- ・その他経営者の職務の執行に関する重要な文書

取締役及び監査役は、職務の執行状況を確認するため、上記に定める文書を常時閲覧することができるものとし、各文書の保管責任者は、取締役及び監査役からの要請に応じて、いつでも閲覧可能な体制を整備する。

6.富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

当社は、前記各体制及び規程を、富士通グループを対象として構築、制定するとともに、グループ会社の経営者から職務の執行に係る事項の報告を受ける体制を整備する。また、グループ会社の効率的かつ適法・適正な業務執行体制の整備を指導、支援、監督する。

当社は、グループ会社の重要事項の決定権限や決定プロセス等、代表取締役社長からのグループ会社に対する権限委任に関する共通ルールを制定する。

代表取締役社長は、グループ各社の管轄部門を定め、当該管轄部門の業務執行を分掌する執行役員は、グループ各社の社長、CEO等を通じて上記及びの実施及び遵守を確認する。

当社及びグループ各社の経営者は、定期的な連絡会等を通じて富士通グループの経営方針、経営目標達成に向けた課題を共有し、協働する。

7.監査役の監査の適正性を確保するための体制

(1)独立性の確保に関する事項

当社は監査役の職務を補助すべき従業員の組織として監査役室を置き、その従業員は監査役の要求する能力及び知見を有する適切な人材を配置する。

経営者は、監査役室の従業員の独立性及び監査役による当該従業員に対する指示の実効性を確保するため、その従業員の任命、異動、報酬等人事に関する事項については監査役の同意を得るものとする。

経営者は、監査役室の従業員を原則その他の組織と兼務させないものとする。ただし、監査役の要請により特別の専門知識を有する従業員を兼務させる必要が生じた場合は、上記の独立性の確保に配慮する。

(2)報告体制に関する事項

当社及びグループ各社の経営者は、監査役に重要な会議への出席の機会を提供する。

当社及びグループ各社の経営者は、経営もしくは業績に影響を及ぼすリスクが発生した場合、または職務の遂行に関連して重大なコンプライアンス違反もしくはそのおそれのある事実を認識した場合、直ちに監査役に報告する。

当社及びグループ各社の経営者は、定期的に監査役に対して職務の執行状況を報告する。

当社及びグループ各社の経営者は、上記またはの報告をしたことを理由として経営者または従業員を不利益に取り扱ってはならない。

(3)実効性の確保に関する事項

当社及びグループ各社の経営者は、定期的に監査役と情報交換を行う。

監査役の職務の執行について生じる費用については、会社法第388条に基づくこととし、経営者は、同条の請求に係る手続きを定める。

内部監査組織は、定期的に監査役に対して監査結果を報告する。

[内部統制システムの整備状況]

1.取締役の職務執行が効率的に行われることを確保するための体制

当社では、代表取締役社長の業務執行権限を分担する執行役員を置き、執行役員は、職務分掌に従い意思決定及び業務執行を行っています。また、執行役員常務以上で構成する経営会議を原則として月に3回開催し、重要な業務執行について議論することで、代表取締役社長の意思決定を補佐してきましたが、2019年1月からは、経営の効率化、迅速化と会議の実質化を図るべく、構成メンバーを、社長を含む最小限にしました。業務執行に関するあらゆる事項を適時に議論、決定できる体制にするとともに、経営会議の目的事項は、取締役会と経営会議が連携できる内容にしました。現在は、原則として月2回の開催とし、課題事業等について議論しています。

また、経営会議とは別に代表取締役社長と代表取締役副社長が情報の共有及び日常の業務執行の決定を行う代表取締役会議を設置しました。このほか、代表取締役から他の役職員への権限委譲の範囲等を定める規程や各種の決裁・稟議制度を整備、運用しており、これらに基づき効率的かつ適正な業務執行を確保しています。

2.リスクマネジメント体制及びコンプライアンス体制

当社では、リスクマネジメント体制とコンプライアンス体制を「内部統制体制の整備に関する基本方針」の中心に位置づけ、これらの体制をグローバルに統括する組織として、リスク・コンプライアンス委員会(以下「委員会」といいます。)を設置し、取締役会に直属させています。

委員会は、代表取締役社長を委員長として、業務執行取締役で構成しており、定期的に委員会を開催して、把握した業務遂行上のリスクについて顕在化の未然防止や顕在化したリスクにより生じる損失の対策について方針を決定します。

委員長は、委員会による決定事項の執行者として最高リスク・コンプライアンス責任者を任命し、委員会の決定事項を実行させています。

このほか、委員会は、コンプライアンス違反や情報セキュリティを含む業務遂行上のリスクに関し、リスクが顕在化した場合には、適時に委員会に報告される体制を、当社だけでなく、富士通グループを対象に整備・運用しているほか、内部通報制度も運用しています。

また、委員会の下に、富士通グループ情報セキュリティ基本方針(グローバルセキュリティポリシー)に基づく最高情報セキュリティ責任者(CISO)を置き、さらに、CISOの下に5つのリージョナルCISOを設置し、情報セキュリティ施策の策定と実行を行っています。

委員会は、以上のような体制を運用する過程で、リスクが顕在化した場合はもちろんのこと、定期的に取り締役に委員会の活動の経過及び結果を報告し、監督を受けています。

さらに、当社では、FUJITSU Wayの行動規範を、個々の従業員の行動ベースにまで落とし込んだGlobal Business Standardsを20カ国語で展開し、富士通グループで統一的に運用しています。コンプライアンス関連規程を、富士通グループ全体を対象に整備し、運用していることに加え、「グローバルコンプライアンスプログラム」を策定し、様々な教育、周知活動を継続的に実施し、富士通グループ全体の法令遵守体制の維持・向上に取り組んでいます。

情報管理に関する取り組みとして、2018年1月に、EUの一般データ保護規則(GDPR)への対応として、お客様から処理の委託を受けた個人データの取り扱いに関する富士通グループとしての共通ルールを定めたデータ処理者のための拘束的企業準則(Binding Corporate Rules for Processors)の承認申請を、オランダのデータ保護機関に対して行っており、その承認に向け、当局への対応を適宜行っています。

3.財務報告の適正性を確保するための体制

代表取締役社長を委員長とし、業務執行取締役及び一部の執行役員が委員となって構成するFUJITSU Way推進委員会を設置しています。この指揮下で担当組織がEAGLE Innovationと呼ぶ体制を構築し、企業会計審議会の「財務報告に係る内部統制体制の評価及び監査に関する実施基準」の原則に基づいて規程を整備して、これに基づいて富士通グループ全体の財務報告に係る内部統制の評価を実施しています。

4.富士通グループにおける業務の適正を確保するための体制

リスクマネジメント体制、コンプライアンス体制、財務報告の適正性を確保するための体制等は、富士通グループを対象として整備しています。特に、リスクマネジメント体制及びコンプライアンス体制においては、富士通グループのグローバルな地域に基づく業務執行体制の区分である「リージョン」ごとに、リージョンリスク・コンプライアンス委員会を設置しており、リスク・コンプライアンス委員会の下部組織と位置づけ、機能させることで富士通グループ全体を網羅できるようにしています。このほか、当社グループにおける業務の適正を確保するための体制として、グローバルDoAと呼ぶ、富士通グループ会社(一部の子会社を除く)の重要事項の決定権限や決定プロセスを定めた権限移譲に関する規程を制定し、グループ会社から当社に対する業務に関する報告義務とともに、グループ会社に遵守させ、グループにおける重要事項の決定や報告に関する体制を整備しています。

以上を中心とする内部統制体制の運用状況については、定期的に取り締役に報告を行っています。

2.反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方及びその整備状況

【反社会的勢力排除に向けた基本的な考え方】

当社グループは、「FUJITSU Way」において、法令および社会的に公正と認められるルールを尊重し、遵守することを行動規範として定めております。これに基づき、反社会的勢力に対しては毅然とした態度で臨み、一切関係を持たないことを基本方針としております。

【反社会的勢力排除に向けた整備状況】

当社グループは、対応統括部署を定め、グループ会社共通のマニュアルを作成し、顧問弁護士や警察および外部専門機関と連携して情報収集を行うとともに、研修の実施等により、職場における周知徹底を図ることで、必要に応じて迅速な行動をとることのできる体制を整備しております。

その他

1. 買収防衛策の導入の有無

買収防衛策の導入の有無

なし

該当項目に関する補足説明

当社は、企業価値を向上させることが、結果として買収防衛にもつながるという基本的な考え方のもと、企業価値の向上に注力しているところであり、現時点で特別な防衛策は導入しておりません。
当社に対して買収提案があった場合は、取締役会は、当社の支配権の所在を決定するのは株主であるとの認識のもと、適切な対応を行います。

2. その他コーポレート・ガバナンス体制等に関する事項

当社の会社情報の適時開示に係る社内体制の状況は、以下のとおりです。

1. 会社情報の適時開示に係る社内体制

当社は、事業の単位である部門毎に部門の業務、運営または業績等に関する情報（決定事実、発生事実および決算に関する情報）の適時かつ正確な把握に努め、経営情報として経営改善に役立てており、投資者に対して重要かつ必要な情報については、以下の付議および意思決定体制により適時に開示いたします。

(1) 経営に関する重要事項については、取締役会に付議され決定されます。取締役会は、法令、定款に反せず、妥当と考える最大限の範囲で、業務執行に関する意思決定権限を代表取締役およびその配下の執行役員以下に委譲しています。代表取締役の業務執行権限を分担する執行役員以下は、職務分掌に従い、意思決定と業務執行を行います。また、代表取締役社長の意思決定を補佐するため、代表取締役および執行役員で構成する経営会議を設置しています。会社の業務、運営に関する事項は以上のような決定プロセスがあります。

(2) 各部門は、会社の業務、運営または業績に関する重要な事項につき、定期的または必要に応じて取締役会や経営会議に報告します。各部門内においては、自己の部門におけるリスクマネジメントを実行する体制を構築しており、発生事実の他リスク情報についても、より適時かつ正確な情報を把握し、報告する体制を充実させております。

(3) 決算、業績修正および配当等に関する情報は、各部門から提供された財務情報に基づき財務経理本部でとりまとめ取締役会や経営会議に報告します。

上記により把握された決定事実、発生事実および決算に関する情報は、投資者に開示するに当たり、法務・コンプライアンス・知的財産本部と広報IR室との連携の下に開示規則に従い、情報の内容の適時性と正確性を確認し、必要に応じてコーポレート部門担当の代表取締役副社長及び代表取締役社長の確認を経た後、適時かつ正確に情報開示を行うこととしております。なお、決算に関する情報ならびに決定事実および発生事実のうち財務事項に関連するものについては、両名による確認の前に、必要に応じてCFO(最高財務責任者)による確認を経ております。

2. 適時開示に係る社内体制のチェック機能

(1) 当社は、適時開示に係る社内体制の充実を図るため、各部門におけるリスク情報を把握し、報告する体制を構築、維持する組織としてリスク・コンプライアンス委員会を設置することによって、部門におけるリスクマネジメントを支援、推進しております。

また、会社内の不祥事等を事前に把握する仕組みとして「コンプライアンスライン/FUJITSU Alert制度」をリスク・コンプライアンス委員会に有しており、情報開示を含む不正について防止する方策を講じております。

(2) また、当社は、当社の内部統制の状況および内部の発生事実(リスク情報を含む)を監査する経営監査室を有しております。

経営監査室は、各部門におけるリスクマネジメント体制の仕組み等に対する監視を継続的に実施し、子会社を含め当社グループ全体の業務、運営または業績等に関する情報の正確性および適切さの維持、向上に貢献しております。

【コーポレートガバナンス体制の模式図】

